

公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告

長浜市学校給食献立作成システム更新業務について、公募型プロポーザル方式により契約の相手方の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和7年7月30日

長浜市長 浅見 宣義

1 業務の概要

(1) 業務の名称

長浜市学校給食献立作成システム更新業務

(2) 業務の目的

本市の2か所の学校給食センターでは、平成25年度から導入している学校給食献立作成システム（以下「システム」という。）を現在使用し、市内統一献立を基本に、約10,000食/日の給食を幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校へ提供している。

システム更新に際し、複雑多様化するアレルギー対応の機能強化や、業者見積の一括取込機能の導入による業務の更なる効率化と正確性の向上を図り、職員の運用負担を低減し、今後も安定した学校給食が提供できる新たな給食管理システムを更新するものである。

(3) 業務の内容

システムの構築に係るソフトウェアの導入、プログラム開発、動作環境構築、運用支援、運用保守等により、長浜市学校給食に最適な給食管理システムの導入を行う。

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和13年7月31日まで

ア 開発・構築期間 契約締結日の翌日から令和8年7月31日まで

イ 運用・保守期間 令和8年8月1日から令和13年7月31日まで

2 参加資格

長浜市学校給食献立作成システム更新業務公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に参加できる者（提案しようとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- (3) 参加申請をする時点において市税、県税又は国税を滞納していないこと。
- (4) 参加申込者が公告の日の属する年の前5年以内に、地方公共団体において、学校給食献立作成システムの導入等に係る業務を履行した実績を有する者であること。
- (5) ISMS認証（IS027001）又はプライバシーマークの認証を受けていること。

3 選考方法

上記2の参加資格を満たしている者が提出した企画・技術提案書等の書類審査のほか、当該書類の提出者（以下「提案者」という。）へのヒアリング（システム等のデモンストレーション及びプレゼンテーションを含む。）を実施し、選定委員会において最も優れた提案者1者を本業務の受託候補者として選定する。

審査項目は次のとおりとする。

- ア 組織評価（業務執行技術力、作業実施体制）
- イ 提案内容評価（取組方針、導入システムの運用保守・サポート体制、取組姿勢等）
- ウ 機能評価
- エ 事業費評価（見積書の内容）

4 応募手続等

(1) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒526-0844 滋賀県長浜市南田附町535番地
学校給食課（長浜南部学校給食センター） 担当：大橋
電話 0749-63-5818 FAX 0749-64-0549
メールアドレス kyusyoku@city.nagahama.lg.jp

(2) 実施要領等の交付

実施要領その他の資料の交付については、次のとおりとする。

- ア 交付期間
令和7年7月30日（水）から同年9月22日（月）の午後5時までとする。
- イ 交付場所
長浜市ホームページからダウンロードするものとする。
- ウ 交付する書類
本プロポーザル実施要領、仕様書、企画・技術提出書等作成要領その他の資料（以下「実施要領等」という。）

(3) 実施要領等に対する質問期限及び回答

- ア 提出方法
電子メールにより提出すること。
※ 電話又は口頭による質問は受け付けない。

- イ 提出先
学校給食課（長浜南部学校給食センター）
メールアドレス kyusyoku@city.nagahama.lg.jp

ウ 質問期限

令和7年8月7日（木）正午まで（必着）

質問期限後の質問は、一切受け付けない。

エ 回答方法

長浜市ホームページに掲載する。

オ 回答日

令和7年8月19日（火）予定

(4) 参加申込の手続

ア 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要領等及び長浜市契約規則等の各規定を理解した上で、次の書類をデータで提出すること。

(ア) 参加申込書（様式第2号）

(イ) 誓約書（様式第3号）

(ウ) 導入実績報告書（様式第4号）

（本プロポーザル実施要領の「6(4) 公告の日の属する年の前5年以内に、地方公共団体において、学校給食献立作成システムの導入等に係る業務を履行した実績を有する者であること」が分かる書類）

(エ) 導入実績報告書に記載された各実績を証する書類（例：契約書の鑑の写し等）

※契約相手方との取り決め等により書類の提出が困難な場合は、その旨を学校給食課まで申し出てください。この場合、学校給食課において導入先団体へ個別に確認を行う場合があります。

(オ) 会社案内及び会社概要（組織においては、体制等が分かる資料）

(カ) ISMS認証（ISO27001）又はプライバシーマークの認証を受けていることが確認できる書類の写し（例：認証書の写し等）

【令和7年度長浜市競争入札参加資格者名簿に登録なしの場合】

(キ) 令和7年6月1日以降に発行された国税、都道府県税及び市町村税の納税証明書（納期限が到来しているものの滞納がないことが確認できるもの）

(ク) 令和7年6月1日以降に発行された履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）

イ 提出期限

令和7年8月22日（金）午後5時まで（必着）

ウ 提出方法

電子メールにより提出すること。

エ 提出先

学校給食課（長浜南部学校給食センター）

メールアドレス kyusyoku@city.nagahama.lg.jp

オ 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果は、令和7年8月26日（火）に電子メールで送信する。

カ 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、市長に対して入札参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。書面の提出は次により行うこと。

(7) 提出期限 令和7年9月2日（火）正午まで

(イ) 提出方法 電子メールにより提出すること。

(ウ) 提出先 学校給食課（長浜南部学校給食センター）kyusyoku@city.nagahama.lg.jp

(エ) 説明を求めた者に対する回答は、令和7年9月8日（月）午後5時までに電子メールにより行う。

(5) 企画・技術提案書の提出

ア 提出書類

参加資格審査結果通知書により提案者として認められたものは、実施要領等及び長浜市契約規則等の各規定を理解した上で、次の書類をデータで提出すること。また、提出書類の作成に当たっては、本プロポーザル企画・技術提案書等作成要領を参照すること。

(7) 企画・技術提案書

(イ) 機能要件一覧表

(ウ) 帳票のサンプル（機能要件一覧表に記載のあるもの）

(エ) 見積書（見積明細書含む。）

※ データの提出に当たっては、資料及びページの順番が分かるようにすること。

イ 提出期限

令和7年9月12日（金）午後5時まで（必着）

ウ 提出方法

電子メールにより提出すること。

エ 提出先

学校給食課（長浜南部学校給食センター）

メールアドレス kyusyoku@city.nagahama.lg.jp

(6) 提案企画のヒアリング審査

ア 実施日 令和7年9月22日（月）予定

イ 実施場所 時間、場所等の詳細については、別途連絡する。

ウ 提案時間 30分間以内

エ 質疑応答 20分間程度

オ 複数の提案者がいる場合の説明の順番は、企画・技術提案書等を受け付けた順とする。

カ 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。

キ プレゼンテーションソフトを利用して説明する場合は、使用するパソコンは提案者が準備し、画面を表示する機器、当該機器に接続するための備品等は市が準備する。なお、プレゼンテーションソフトの使用は、審査を受ける上での絶対条件ではない。

ク 説明に要する提案者の経費は、全て提案者の負担とする。

(7) ヒアリング審査の結果通知

ア ヒアリング審査を受けた全ての者に対し、その結果を通知する。

イ 通知時期

令和7年10月上旬（予定）

5 その他の留意事項

本プロポーザルの詳細は、実施要領等による。